

市立学校における熱中症対策指針

伊丹市教育委員会
令和6年8月

I はじめに

近年、学校における熱中症事故は各地で多発しており、気候変動の影響を考えると、今後も災害級とも言える暑さが懸念されます。

学校管理下において熱中症事故の発生を未然に防ぐためには、教職員が適確に判断し、円滑に対応できるよう、教職員の役割を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通して理解しておくことが大切です。

このたび、令和6年4月から改正気候変動適応法が全面施行され、令和3年度から全国運用されてきた熱中症警戒アラートが熱中症警戒情報として法に位置付けられるとともに、重大な健康被害が発生するおそれがある場合に発表される熱中症特別警戒情報が創設されました。また、兵庫県教育委員会において

「県立学校における熱中症対策ガイドライン」が作成されるなど熱中症対策が強化されたことを踏まえ、市立学校における熱中症対策指針を策定いたしました。

各学校においては、学校保健安全法第29条の規定に基づき、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成し、熱中症事故の防止にご尽力いただいているところですが、更なる対策を徹底するため、熱中症特別警戒情報及び熱中症警戒情報発表時の対応や連絡体制の整備等を含めた危機管理マニュアルの見直し・改善、熱中症予防に関する職員研修や児童生徒等への指導等に、本指針を参考にしていただけますようお願いします。

II 热中症特別警戒情報及び热中症警戒情報への対応について

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、令和6年4月から気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律が施行されました。

改正された気候変動適応法では、「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」の創設及び「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」の法定化等が措置されました。（図1）

	熱中症特別警戒情報（新設）	熱中症警戒情報（法定化）
一般名称	熱中症特別警戒アラート	熱中症警戒アラート
位置づけ	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 (全ての人が自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) ※過去に例のない広域的な危険な暑さを想定	気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す) <これまでの発表回数> 兵庫：(R3) 11回 (R4) 25回 (R5) 35回 全国：(R3) 613回 (R4) 889回 (R5) 1,232回
発表基準	都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35（予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合 (上記以外の自然的・社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討)	府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が33（予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合
発表時間	前日14時頃に発表	前日17時頃及び当日5時頃
表示色	黒	紫

図1 気候変動適応法の改正の概要

（環境省・文部科学省：学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（追補版）より再構成）

III 発表時の対応について

(1) 热中症特別警戒アラートの発表時

◎ 法令上の位置づけ

環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）を発表し、関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないとされています。

【気候変動適応法第19条】

◎ 発表基準

特定の日における暑さ指数（WBGT）の最高値が、兵庫県内の全ての情報提供地点（19箇所）において35以上と予測される場合に熱中症特別警戒アラートが発表されます。熱中症特別警戒アラート発表時は、過去に例のない危険な暑さであり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります。

なお、暑さ指数（WBGT）が35に達しない場合であっても、自然的・社会的状況により、熱中症による国民の健康に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるような場合も発表する場合がある（※）とされています。

※具体的な基準は検討中

【気候変動適応法施行規則第2条】

前日14時頃

熱中症特別警戒アラート発表

「熱中症特別警戒アラート」当日の学校教育活動について、市立学校は、**臨時休業**とします。
※夏季休業日および休日の部活動も、同様の対応としますが、部活動や地域クラブ活動における公式戦等、他の主催者の下で開催される事業に参加する際は、主催者の判断によるものとします。

学校長は環境省の関連サイトで確認してください。

環境省：熱中症予防情報サイト

熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートの発表状況

<https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>



兵庫県内の暑さ指数情報提供地点（19箇所）の状況と予測

https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php?region=07&prefecture=63

アラート前日が平日
アラート当日が平日の場合

アラート前日

- 热中症特別警戒アラートが発表されたことを全職員で共有
- オンラインによる課題配信等の準備

アラート当日

- オンラインによる課題配信等、児童生徒の学習保障に努める。
- 「オンラインを活用した特例の授業」を実施したと学校長が認める場合には、指導要録の別記に記載すること

アラート前日が休日
アラート当日が平日の場合

アラート当日

- オンラインによる課題配信等の準備
- オンラインによる課題配信等、児童生徒の学習保障に努める。
- 「オンラインを活用した特例の授業」を実施したと学校長が認める場合には、指導要録の別記に記載すること

アラート前日が平日
アラート当日が休日の場合

アラート前日

- 热中症特別警戒アラートが発表されたことを全職員で共有
- 部活動等学校教育活動は中止

アラート当日

- 部活動等学校教育活動は中止

III 発表時の対応について

(2) 热中症警戒アラートの発表時

◎ 法令上の位置づけ

環境大臣は、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合に、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）を発表し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないとされています。

【気候変動適応法第18条】

◎ 発表基準

特定の日における暑さ指数（WBGT）の最高値が、兵庫県内のいずれかの情報提供地点（19箇所）において33以上と予測される場合に熱中症警戒アラートが発表されます。

前日 17時頃
当日 5時頃

熱中症警戒アラート発表

学校長は環境省の関連サイトで確認してください。

環境省：熱中症予防情報サイト
熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートの発表状況
<https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>



兵庫県内の暑さ指数情報提供地点（19箇所）の状況と予測
https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php?region=07&prefecture=63



IV 暑さ指数に応じた対応について

○ 暑さ指数が31℃以上のとき、特別の場合（*1）以外は、運動は中止する。

運動を続ける場合は、暑さ指数が31℃に達していない場所に変更する。

もしくは、運動を伴わない活動に変更する。

*1 …行事・部活動の公式試合等、延期や中止が困難な場合

○ 当日の対応を検討するとともに全教職員で共通理解を図る。

・登下校の仕方（服装や複数での登下校等）

・教育活動の内容（冷房のない教室での活動、体育、各種行事、部活動）

・児童生徒等への指導（こまめな水分補給、体調に異変があったらすぐに申し出させる等）

・水泳学習実施の判断（対象者の学年、能力、水温、気温、暑さ指数等）

水温が高い場合は、オーバーフローを行う等、水温を適正に保つよう努める。

・涼しく過ごせる環境の確保や、経口補水液・氷・アイスパック等の備えの確認

○ 活動場所における暑さ指数（WBGT）を独自に測定する。

○ 学校長は適切な熱中症対策が取られているか確認する。

○ 市立伊丹高等学校については、「県立学校における熱中症対策ガイドライン」に準ずる。

V 各種活動実施の判断と教職員の役割分担

熱中症防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者及び伝達方法を各学校における危機管理マニュアル等において予め具体的に定め、教職員間で共通認識を図ることが重要です。

なお、暑さ指数（WBGT）に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童生徒等の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期していただくようお願いします。

暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針
31℃以上	運動は原則中止 特別の場合以外は、運動は中止する。特に子供の場合は中止すべき。
28~31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10~20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止する。
25~28℃	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険度が増すので積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では30分程度ごとに休憩をとる。
21~25℃	注意 (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意とともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

暑さ指数 (W B G T) に応じた注意事項等
(環境省: 热中症環境保健マニュアル2022)

【熱中症対策チェックリスト】

(1) 日頃の環境整備等

<input type="checkbox"/>	活動実施前に活動場所における暑さ指数等により熱中症の危険度を把握できる環境を整える
<input type="checkbox"/>	危機管理マニュアル等で、暑熱環境における活動中止の基準と判断者及び伝達方法を予め定め、関係者間で共通認識を図る（必要な判断が確実に行われるとともに関係者に伝達される体制づくり）
<input type="checkbox"/>	熱中症事故防止に関する研修等を実施する（熱中症事故に係る対応は学校の教職員や部活動指導に係わる全ての者が共通認識を持つことが重要）
<input type="checkbox"/>	休業日明け等の体が暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いこと、気温30℃未満でも湿度等の条件により熱中症事故が発生し得ることを踏まえ、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、暑熱順化（体を暑さに徐々にならしていくこと）を取り入れた無理のない活動計画とする
<input type="checkbox"/>	活動中やその前後に、適切な水分等の補給や休憩ができる環境を整える
<input type="checkbox"/>	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる体制を整備する (重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却・AEDの使用も視野に入れる)
<input type="checkbox"/>	熱中症事故の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整を検討する
<input type="checkbox"/>	運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、指導体制が普段と異なる活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に確認し児童生徒とも共通認識を図る
<input type="checkbox"/>	保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図る
<input type="checkbox"/>	室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて、日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫を検討する
<input type="checkbox"/>	学校施設の空調設備を適切に活用し、空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討する
<input type="checkbox"/>	送迎用バスについては、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故防止を徹底する（安全装置はあくまで補完的なものであることに注意）

(2) 児童生徒等への指導等

<input type="checkbox"/>	特に運動時、その前後も含めてこまめに水分を補給し休憩をとるよう指導する (運動時以外も、暑い日はこまめな水分摂取・休憩に気を付けるようにする)
<input type="checkbox"/>	自分の体調に気を配り、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員等に申し出るよう指導する
<input type="checkbox"/>	暑い日には帽子等により日差しを遮るとともに通気性・透湿性の良い服装を選ぶよう指導する
<input type="checkbox"/>	児童生徒等のマスク着用に当たっても熱中症事故の防止に留意する
<input type="checkbox"/>	運動等を行った後は十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動（登下校を含む）を行うよう指導する
<input type="checkbox"/>	運動の際には、気象情報や活動場所の暑さ指数（W B G T）を確認し、無理のない活動計画を立てるよう指導する
<input type="checkbox"/>	児童生徒等同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導する
<input type="checkbox"/>	校外学習や部活動の遠征など、普段と異なる場所等で活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に教職員等と共通認識を図る
<input type="checkbox"/>	登下校中は特に体調不良時の対応が難しい場合もあることを認識させ、発達段階等によってはできるだけ単独行動は短時間にしてリスクを避けること等を指導する

(3) 活動中・活動直後の留意点

<input type="checkbox"/>	暑さ指数等により活動の危険度を把握するとともに、児童生徒等の様子をよく観察し体調の把握に努める
<input type="checkbox"/>	体調に違和感等がある際には申し出やすい環境づくりに留意する
<input type="checkbox"/>	児童生徒等の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表すこともあることに注意する
<input type="checkbox"/>	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる指導体制とする (重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却（全身に水をかけることも有効）・状況によりA E Dの使用も視野に入れる)
<input type="checkbox"/>	活動（運動）の指導者は、児童生徒等の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する（運動強度の調節も考えられる）
<input type="checkbox"/>	運動強度・活動内容・継続時間の調節は児童生徒等の自己管理のみとせず、指導者等が把握し適切に指導する
<input type="checkbox"/>	児童生徒等が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることがあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意する
<input type="checkbox"/>	運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり、次の活動（登下校を含む）を行うことに注意する

(環境省・文部科学省:学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（追補版）)

情報収集・発信方法を検討

運動や各種行事等の内容変更、中止・延期の判断について検討

体制構築後の対応を検討

- 热中症に関する情報収集・伝達体制の整備

✓ 热中症警戒アラート等の情報収集及び伝達方法等を整備する。

例. 担当教職員が热中症予防情報サイトに登録したメールアドレスに毎日午後5時にメールが届く。その情報を担当教職員が毎日午後6時に全教職員宛にメール等で共有する。
(定期に限らず、緊急性がある場合では、校内放送等を活用して適宜発信する。)

- 暑さ指数（WBGT）の測定、記録及び教職員への伝達体制の整備

✓ 暑さ指数(WBGT)の測定タイミング、測定場所及び伝達方法等を整備する。

例. 活動前に活動場所の暑さ指数を測定し、記録を取る。測定結果は校内の誰もが見やすい場所に貼り出す。

体制整備のポイント

✓ 基本的な熱中症予防について、全教職員で共通理解を図るため講習会を実施する。

✓ 学級担任は、児童生徒等が自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるように指導する。

✓ 近年の最高気温の変化や熱中症発生状況等を確認し、地域や各学校の実情に応じた具体的な予防策を検討する。

✓ 気兼ねなく体調不良を言い出せる、相互に体調を気遣える環境・文化を醸成する。

【参考】熱中症予防の体制整備フロー

(環境省・文部科学省: 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き)

アラート	WBGT	管理職	学校行事等の責任者	担当者 (学級担任、教科担任、部活動顧問等)
熱中症特別警戒 35以上	35	○ 原則中止（休止、延期、プログラム変更等を含む）を検討し、指示 (体育授業は、活動場所及び内容の変更)	① 児童生徒等の健康状態の情報収集 ② 会場の環境状態の把握 ③ 行事等の中止について管理職に判断を仰ぐ	① 活動の一時休止を指示 ② 児童生徒等の健康状態の把握
熱中症警戒 33以上	33	○ 原則実施形式の変更または中止を検討し、指示 ○ 運動は原則中止 (放送等による教室での視聴等を検討)	① 児童生徒等の健康状態の情報収集 ② 会場の環境状態の把握 ③ 実施形式の変更もしくは中止について管理職に判断を仰ぐ	③ 会場の環境状態の確認 ④ 学校行事等の責任者に報告
	31	○ 原則活動時間の短縮等 (環境の変化*を含む)	① 児童生徒等の健康状態の情報収集 ② 会場の環境状態の把握 ③ 活動時間の短縮等について管理職に判断を仰ぐ	① 児童生徒等の健康状態の把握 ② 会場の環境状態の確認 ③ 学校行事等の責任者に報告
	28	○ 状況把握に努め適宜必要な指示	① 暑さにより体調不良の児童生徒等がいないか情報収集 ② 会場の環境状態の把握 ③ 状況を管理職に伝える	① 児童生徒等の健康状態の把握 ② 会場の環境状態の確認 ③ 学校行事等の責任者に報告
	25			
	21			

*環境の変化の例

- ・スプリングラーの活用等により、グラウンドの温度を下げる。
- ・プールの水温が高い場合は、オーバーフローを行う等、水温を下げる。

【参考】暑さ指数（WBGT）に応じた対応判断と教職員の役割分担例